

略語等は、答弁書の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 作 成 ・ 年月日 写	立 証 趣 旨
乙第1号証	定期検査申請書 (被告関西電力)	写 H23. 2. 17	被告関西電力が、経済産業大臣に対し、大飯発電所3号機に係る定期検査の申請を行ったこと。
乙第2号証	平成23年福島第一 ・第二原子力発電所 事故を踏まえた他の 発電所の緊急安全対 策の実施について (指示) (経済産業大臣)	写 H23. 3. 30	経済産業大臣が、福島第一発電所事故を踏まえ、各事業者に対し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所以外の原子力発電所の緊急安全対策の実施を指示したこと。
乙第3号証	平成23年福島第一 ・第二原子力発電所 事故を踏まえた緊急 安全対策に係る実施 状況報告(大飯発電 所) (被告関西電力)	写 H23. 4	被告関西電力が、保安院に対し、福島第一発電所事故を踏まえた大飯発電所の緊急安全対策に関する報告書を提出したこと。
乙第4号証	緊急安全対策の実施 状況の確認結果につ いて (保安院)	写 H23. 5. 6	保安院が、上記乙第3号証に関する報告書の内容を確認し、各事業者から報告があった緊急安全対策は、適切に実施されているものと判断す

				るといふ結果をとりまとめたこと。
乙第5号証	平成23年福島第一 原子力発電所事故を 踏まえた他の原子力 発電所におけるシビ アアクシデントへの 対応に関する措置の 実施について（指示） （経済産業大臣）	写	H23.6.7	経済産業大臣が、福島第一発電所 事故を踏まえ、シビアアクシデント が発生した場合でも迅速に対応する ための措置のうち、直ちに取り組む べき措置を定めた上、各事業者に対 し、福島第一発電所以外の原子力発 電所においてこれを実施するととも に、その状況を報告するよう求めた こと。
乙第6号証	平成23年福島第一 原子力発電所事故を 踏まえたシビアアク シデントへの対応に 関する措置に係る実 施状況報告書 （被告関西電力）	写	H23.6	被告関西電力が、保安院に対し、 上記乙第5号証に関する報告書を提 出したこと。
乙第7号証	福島第一原子力発電 所事故を踏まえた他 の原子力発電所にお けるシビアアクシデ ントへの対応に関す る措置の実施状況の 確認結果について （保安院）	写	H23.6.18	保安院が、上記乙第5号証に関す る各事業者の報告書を確認し、報告 があったシビアアクシデントへの対 応に関する措置は、適切に実施され ているものと評価するといふ結果を 取りまとめたこと。

乙第8号証	定期検査申請書 (被告関西電力)	写	H23. 6. 21	被告関西電力が、経済産業大臣に対し、大飯発電所4号機に係る定期検査の申請を行ったこと。
乙第9号証	定期検査申請内容の変更について (被告関西電力)	写	H23. 6. 21	被告関西電力が、経済産業大臣に対し、大飯発電所3号機に係る定期検査期間の終期の希望日について変更を申請したこと。
乙第10号証	我が国原子力発電所の安全性の確認について(ストレステストを参考にした安全評価の導入等) (内閣官房長官, 経済産業大臣, 内閣府特命担当大臣)	写	H23. 7. 11	3大臣が、「我が国の原子力発電所の安全性の確認について(ストレステストを参考にした安全評価の導入等)」と題する方針を公表したこと。
乙第11号証	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価に関する評価手法及び実施計画 (保安院)	写	H23. 7. 21	保安院が、ストレステストに関する評価手法及び実施計画を定めたこと。
乙第12号証	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	写	H23. 7. 22	保安院が、各事業者に対し、ストレステストを行い、その結果について

	<p>における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価の実施について（指示）</p> <p>（経済産業省原子力安全・保安院長）</p>			<p>て報告をするよう求めたこと。</p>
乙第13号証	<p>定期検査申請内容の変更について</p> <p>（被告関西電力）</p>	写	H23. 10. 19	<p>被告関西電力が、経済産業大臣に対し、大飯発電所4号機に係る定期検査期間の終期の希望日について変更を申請したこと。</p>
乙第14号証	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた大飯発電所3号機の安全性に関する総合評価（一次評価）の結果について（報告）</p> <p>（被告関西電力）</p>	写	H23. 10	<p>被告関西電力が、保安院に対し、大飯発電所3号機につきストレステストを実施し、同機の安全性に関する一次評価の結果に関する報告書を提出したこと。</p>
乙第15号証	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた大飯発電所4号機の安全性に関する総合評価（一次評価）</p>	写	H23. 11	<p>被告関西電力が、保安院に対し、大飯発電所4号機につきストレステストを実施し、同機の安全性に関する一次評価の結果に関する報告書を提出したこと。</p>

	の結果について（報告） （被告関西電力）			
乙第16号証	関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に関する審査書 （保安院）	写	H24. 2. 13	保安院が、大飯発電所3号機及び4号機に関するストレステスト一次評価について、現在の設備や体制によって、福島第一発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても同原子力発電所事故のような状況に至らせないための対策が講じられているとともに、被告関西電力において一層の安全性向上に向け改善に取り組んでいると評価するという審査結果を取りまとめたこと。
乙第17号証	関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に関する原子力安全・保安院による確認結果について （原子力安全委員会）	写	H24. 3. 23	原子力安全委員会が、上記乙第16号証の審査結果について外部有識者を交えた検討会において検討した結果、大飯発電所3号機及び4号機に関するストレステスト一次評価について、保安院の審査結果が妥当であるとの結論に達したこと。
乙第18号証	原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準	写	H24. 4. 6	4大臣が、原子力発電所に関する四大臣会合を実施し、「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関

	(内閣総理大臣，内閣官房長官，経済産業大臣，内閣府特命担当大臣)			する判断基準」を決定したこと。
乙第19号証	大飯発電所3，4号機における更なる安全性・信頼性向上のための対策の実施計画 (被告関西電力)	写	H24. 4	被告関西電力が，大飯発電所3号機及び4号機の安全性・信頼性向上のための対策の実施状況と実施計画を取りまとめたこと。
乙第20号証	原子力発電所に関する四大臣会合（第6回）の概要 (首相官邸ホームページ)	写	H24. 4. 13	4大臣が，原子力発電所に関する四大臣会合を実施し，大飯発電所3号機及び4号機について，上記乙第18号証の判断基準を満たしていることを確認したこと，関西地域における電力需給の逼迫やコスト増等の事情を踏まえ，大飯発電所3号機及び4号機の再起動には必要性が存在すると判断したこと，及び立地自治体から，再起動について一定の理解が得られた場合，最終的な再起動の是非について判断することとしたこと。
乙第21号証	原子力発電所に関する四大臣会合（第7回）の概要	写	H24. 5. 30	経済産業大臣が，福井県知事，福井県議会議員，同県議会副議長，おおい町長及びおおい町議会議員に対

	(首相官邸ホームページ)			し、四大臣会合における判断等について説明を行ったこと。
乙第22号証	原子力発電所に関する四大臣会合(第8回)の概要 (首相官邸ホームページ)	写	H24.6.16	4大臣が、原子力発電所に関する四大臣会合を実施し、大飯発電所3号機及び4号機の再起動のしるし作業に入る旨決定したこと。
乙第23号証	定期検査申請内容の変更について (被告関西電力)	写	H24.6.16	被告関西電力が、経済産業大臣に対し、大飯発電所3号機に係る定期検査期間の終期の希望日について変更の申請をしたこと。
乙第24号証	定期検査申請内容の変更について (被告関西電力)	写	H24.6.16	被告関西電力が、経済産業大臣に対し、大飯発電所4号機に係る定期検査期間の終期の希望日について変更の申請をしたこと。
乙第25号証	定期検査申請内容の変更について (被告関西電力)	写	H24.7.26	被告関西電力が、経済産業大臣に対し、大飯発電所4号機に係る定期検査期間の終期の希望日について変更の申請をしたこと。
乙第26号証	定期検査終了証 (経済産業大臣)	写	24.8.3	経済産業大臣が、大飯発電所3号機の定期検査を終了し、被告関西電力に対し、同機の定期検査終了証を交付したこと。
乙第27号証	定期検査終了証 (経済産業大臣)	写	24.8.16	経済産業大臣が、大飯発電所4号機の定期検査を終了し、被告関西電

				力に対し、同機の定期検査終了証を 交付したこと。
--	--	--	--	-----------------------------